

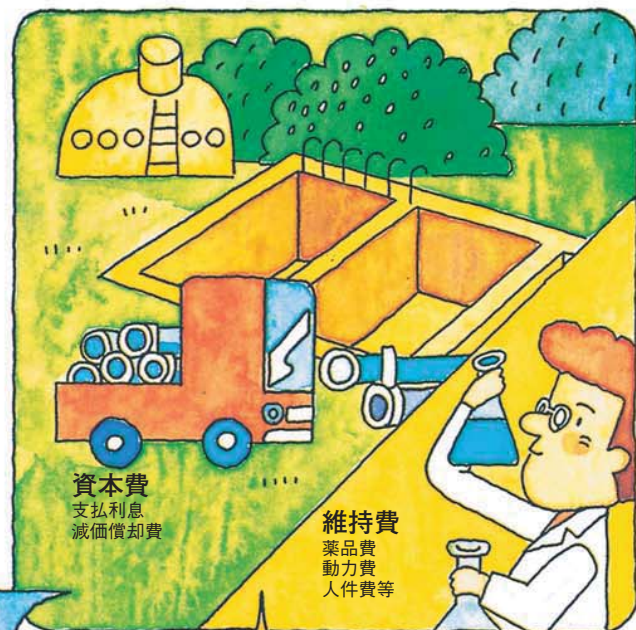
県営水道料金のしくみ

県営水道料金は、施設の合理的な利用と水の公平分配を図ることが必要であるため、基本料金と使用料金の二部料金制を採用し、各市町、企業団等から納付していただきます。

① 総費用

①総費用 施設のための費用（資本費）と、それを運営・管理するための費用（維持費）をあわせたものが、水を供給するのに必要な費用です。なかでも、施設づくりには、多くの費用がかかり、総費用（消費税・地方消費税を除く）の約6割を資本費が占めています。

②基本料金 資本費を回収できる金額に見合う料金が基本料金です。この基本料金は、炊事・洗濯・風呂など日常の家庭生活に必要な“基礎水量（1人1日200ℓ）”^{※1}と、それを“超える水量（ある



程度、選択性があると考えられる水量）”の2段階で、料金を分けています。

③使用料金 水を供給するために必要な維持費（薬品費、動力費、人件費等）に見合う料金が使用料金です。この料金は、使用水量に応じていただいています。

④消費税・地方消費税分加算料金 基本料金と使用料金の合計額の8%が消費税・地方消費税分加算料金です^{※2}。

⑤水道料金 基本料金と使用料金と消費税・地方消費税分加算料金をあわせたものが、水道料金となります。



④消費税・地方消費税分加算料金



※1 基礎水量＝前年度末の市町村給水人口×200ℓ×県水依存率

※2 平成26年4月分については経過措置の適用により5%となります

経営努力をしています

〈組織の合理化〉 これまでにポンプ場の運転を無人化したり、事務所などを統廃合して、維持管理費や人件費などの削減による合理化を進めてきました。

〈業務の合理化〉 工事のコスト削減を図るとともに積極的に新技術を活用し工期の短縮などによりコスト削減を図ります。

また、浄水場の排水処理施設の設計・建設及び、運営・維持管理業務にPFI[※]の導入を進めており、愛知用水地域及び三河地域の10浄水場で排水処理施設のPFI事業を実施しています。

さらに、上水道の6浄水場において運転管理業務の民間委託を導入しております。

今後も、PFI事業や運転管理業務の民間委託など、民間の経営手法の導入について検討を進めていきます。

※PFI（Private Finance Initiative）民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法のことです。

〈施設の合理化〉 県営水道がスタートしたころにつくられた浄水場の規模は小さく、そのうえ各地に点在していました。

その後の水需要の増加によって小規模な浄水場などの統廃合を行い、効率的な事業運営に努めています。

なお、平成18年度には蒲郡浄水場を廃止し、豊川浄水場へ統合しました。

